

## 4. 本調査のとりまとめ

### 4. 1 課題の整理

既存調査等において把握した課題、事例ヒアリング調査において各自治体、当事者団体、施設管理者から挙げられた課題及びその対応方策は以下のとおりである。

- ・ 引継ぎの際に発生する課題等を勘案すると、庁内では二人以上の体制が望ましいが、人員の確保が難しい場合には、これまでの経緯等が分かりやすくまとめられた資料を作成する等し、さらに新旧の担当者相互で連携できる体制がとれるようにすることが望ましい。
- ・ 基本構想の作成においては、自治体の担当者のみでは解決が困難な課題もあり、相談窓口の明示等が求められた一方、バリアフリープロモーター派遣制度や基本構想策定セミナーといった支援策に対する認知度は低かったことから、これら支援策の周知や、拡充が求められる。
- ・ バリアフリー化の推進は必要であるという意識はあるものの、限られた財源の中での実施が難しいという意見が多く挙げられたことから、補助制度等の拡充が望まれている。

### 4. 2 ガイドブック見直しの方向性案

これまでの調査結果を踏まえ、ガイドブックの改善・拡充等の見直しの方向性案について以下のとおり取りまとめた。

#### (1) 第1章 ガイドブックの概要

##### <1. バリアフリー新法と基本構想制度が目指すこと>

- ・ 基本構想作成の理念や概念を記載する必要があるのではないか。
- ・ 基本構想作成が最終目的ではなく、地域福祉や障害者福祉プランに落とし込んでいくことが重要となっていくのではないか。
- ・ 基本構想を作成する際に、既存の計画等との整合性をどのように図っていくのかについて書いておく必要があるのではないか。
- ・ バリアフリー整備ガイドラインの前文について、要約して掲載してはどうか。
- ・ 「障害者が暮らしやすい」、「移動の自由」という視点が示されているとよいのではないか。

- ・ バリアフリー整備ガイドラインの前文を要約して掲載してはどうか。

#### <2. ガイドブックの目的と位置付け>

- ・ 基本構想の作成件数等を最新のデータに更新する必要があるのではないか。

#### <3. 基本構想作成の効果>

- ・ 当事者のナマの声（実感）を掲載したほうが効果的ではないか。
- ・ 基本構想を作成しなければバリアフリー化事業が進まなかった等の具体事例を挙げてはどうか。
- ・ 基本構想の作成や構想に基づく取り組みが、自治体のバリアフリーに対する姿勢を示すことになり、イメージアップにもつながると記載してはどうか。

#### <4. ガイドブックの構成>

- ・ 15 頁に掲載している「ガイドブックの構成」に関するフロー図は、全体を理解することに適しており、構成を理解した上で読み進める必要があると考えられることから、最初に持ってくる必要性があるのではないか。
- ・ 章ごとに色分けされていることにより、構成やステップ段階が分かりやすいという意見が挙げられたため、ガイドブック見直しの際にも、ガイドブックの分かりやすさを考慮する必要があるのではないか。
- ・ ガイドブックはイラストが多用されているほうが分かりやすいのではないか。その際、著作権フリーの素材を使用すると、他媒体での二次利用が可能になり、普及にもつながるのではないか。

## (2) 第2章 基本構想の作成体制

#### <1. 基本構想の作成体制と流れ>

- ・ トップダウンで基本構想作成に取り組んでいる自治体は、作成及びその後の事業実施が進みやすい傾向にあるため、体制として望ましいということは記載できないが、「傾向にある」という一文を記載してはどうか。

#### <2. 庁内体制の構築>

- ・ 組織内での関係者同士の連携が大切であるという点に重きを置いた記述とするなど、検討組織を立ち上げられない場合の体制構築に関する記述を充実させる必要

があるのではないか。

- ・ヒアリング調査で挙げられた引継ぎ面での課題に関しては、継続協議会の設置や、新旧担当者間での連携を上手く図ることにより解決可能と思われるため、上手く機能している自治体等の具体事例を紹介してはどうか。いかに安定した体制が構築できるかが重要であることを記載する必要があるのではないか。
- ・業務の引継ぎ事項以外に、関係者との接触方法や意思疎通の留意事項等についてももれなく引き継ぐことが必要ではないか。
- ・バリアフリー出前講座の活用等、職員に対するバリアフリー意識向上策を紹介してはどうか。

### 〈3. 協議会の設置・運営〉

- ・協議会の構成員である障害当事者は、障害種別による偏りが出ないようにバランスを整える必要があるのではないか。また、様々な観点から幅広い意見を言える人が選出されることが望ましいのではないか。
- ・地元関係者を交えた議論は必須であり、住民参加の観点からも重要度は高いため、協議会の構成で「その他」に分類されている、地元町会・自治会等を独立項目として扱う必要があるのではないか。
- ・文化財が所在する地域では、協議会の構成員に文化庁職員を入れている例があるので、具体事例として紹介してはどうか。
- ・協議会の運営に関しては、障害種別に応じた対応等が必要ではないか。例えば、車いす使用者がアクセスしやすい会場の準備、聴覚障害者が十分に議論を行えるよう、高いレベルで意思疎通が行える手話通訳者や要約筆記者の手配、会議時間に余裕を持たせる等の配慮が必要となるのではないか。
- ・協議会の開催時間には限りがあるが、議論により調整可能な内容もあるため、上手く運営している事例の紹介や、市民部会や事業者部会等の下部組織のあり方について、丁寧に記載をしてはどうか。
- ・協議会での議論を進めやすくするためにも、協議会での議論だけでなく、ワークショップ等の開催を通じて、参加者全員で問題点等を共有することが望ましいのではないか。
- ・協議会以外の場で、関係団体との意見交換の場を設けるなど、日頃の連携が重要であることを解説してはどうか。
- ・協議会開催に負担を感じる自治体があることも事実であるため、協議会を開催しない場合の事例や具体的な方策についても掲載してはどうか。

#### <4. 住民参加と意見の反映>

- ・ バリアフリー事業に関しては、直接的に影響を受ける人が少なく、事業実施によるマイナス面が特に見られないことから、広報を行っても、市民が気付かないことが多い。そのため、周知方法の拡充を検討する必要があるのではないかと。
- ・ パブリックコメントの実施は、適していない可能性があるため、ほかの手法として、自治会や町内会等、既存の組織を活用している事例等を紹介してはどうか。
- ・ 子育て経験者等、実際に不便な思いを経験したことのある人のほうが、バリアフリーに対する理解もあるため、意見を聴取しておく必要があるのではないかと。
- ・ 協議会の場以外で聴取した意見については、協議会での発言と同等に扱われるように配慮する必要があるのではないかと。

#### <5. 民間事業者との調整>

- ・ 大都市における駅は複数事業者が乗り入れている場合が多く、調整が困難だと思われることから、バリアフリー化については、どのような観点で行うのか、方向性を示していく必要があるのではないかと。
- ・ 鉄道事業者のように広域的に活動している事業者については、全体バランスの観点からも、特定地域だけではなく、上位組織が協力・関与する必要があるのではないかと。

#### <6. 基本構想の作成等の提案制度について>

(特になし)

### (3) 第3章 基本構想の内容

#### <1. 全体的な留意点>

- ・ どのような法令や計画との整合を考慮していく必要があるか、最新の状況を踏まえて記載内容を充実させる必要があるのではないかと。また、都市構想との関わりの中で作成する必要があることを明示したほうがよいのではないかと。
- ・ バリアフリーについては、明確な基準を示すことが難しいものの、最低限の整備水準等を示し、各自治体が地域特性や関係者との調整の中で肉付けしていけるようなフォーマットを提示することを検討してはどうか。
- ・ 目標を設定すること自体は、取り組みを進める上で有効であるが、高い目標よりも具体的な計画が重要であり、核となる部分を決め、段階を踏んで実行可能な計画とすることが必要ではないかと。

<2. 基本構想に明示すべき事項>

(特になし)

<3. 重点整備地区の設定>

- ・ 定性評価や定量評価の手法については、今後検討の余地があると思われるが、自治体によって特性等が異なるため、具体的方法については複数の自治体の事例を紹介することが有効ではないか。同時に、判断基準の知見を有さない自治体にとっては、選定の観点が示されることになり、よいのではないか。

<4. 生活関連施設・生活関連経路の設定>

- ・ 今後は避難経路の検討が必要であり、生活経路と重なるよう努力する必要があるのではないか。

<5. 特定事業>

- ・ 民間施設であっても、公的な性格を持つ施設に関しては、特定事業に選出したほうがよいが、その場合に考えられる課題と対応方策についての記述が不足しているため、施設の種別ごとの具体事例があるとよいのではないか。

<6. 移動等円滑化のためのその他の事業>

(特になし)

<7. 市街地開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項>

(特になし)

<8. ソフト施策>

- ・ 障害特性に応じてどのようなバリアフリー化が必要とされているのか、具体事例を広く紹介することが有効ではないか。また、これらに関しては、継続的に広報活動を行い、市民に知ってもらうことが重要ではないか。
- ・ バリアフリー教室の紹介欄の記述について、障害種別ごとの取り組み事例等を掲載する必要があるのではないか。
- ・ バリアフリー法には高齢者も含まれるため、障害当事者が少ない地域であっても、高齢者が求めるバリアフリーとは何か等の観点も含めることを考える必要がある

ことや、今後の社会を見据えると、基本構想を自分たちに係る問題と意識しても  
らう必要があるのではないか。

- ・ 情報保障の必要性について記載が必要ではないか。

#### <9. 地域特性に応じた施策>

- ・ 地域特性に応じた施策は自治体ごとに異なるが、他自治体でも参考にすべき点が多  
数あると思われるため、本調査でのヒアリング結果の掲載や、必要に応じて自  
治体に対するアンケート調査等を行い、最新の内容を掲載する必要があるのでは  
ないか。また、積雪寒冷地域においては雪氷学会のレポート等が参考になること  
を記載しておくといよいのではないか。
- ・ 地方部と都市部では交通機関分担率も異なるため、地域ごとに把握しておく必要  
があり、地方部ではモビリティ等の交通サービス充実の検討、都市部ではバリア  
フリー化の推進といった区別が必要となってくるのではないか。
- ・ 上級官庁への問い合わせや確認が必要な事例を記載する必要があるのではないか。
- ・ 観光地の中には、設置背景や歴史的背景を重視している施設もあるため、観光地  
と一括りにするのではなく、施設ごとの特性を考慮する必要があるのではないか。

#### <10. 基本構想の進行管理>

- ・ 自治体ごとに特性が異なるため、指標を統一することは難しいが、個別の具体例  
を掲載することは評価方策検討の一助となりよいのではないか。長期的な視点で  
の指標については、今後検討が必要となるのではないか。
- ・ アウトカム指標は、制約を除去した数になるのではないかという意見について検  
討する必要があるのではないか。
- ・ 事業実施前後の変化を捉えることで進行管理を行うことが有効と思われるが、何  
のデータを把握する必要があるかについては、今後の検討課題ではないか。障害  
当事者の社会参加の機会が増加したことが分かるとよいが、実際には難しいと思  
われる。
- ・ バリアフリーは社会モデルとして重要であり、非集計モデルでの測定も必要にな  
るのではないか。
- ・ 実行可能な計画の下、段階を経てスパイラルアップを図ることが重要であること  
を記載する必要があるのではないか。

#### (4) 第4章 特定事業計画の作成に向けて

##### <1. 特定事業計画の作成に向けて>

- ・ 特定事業計画の作成に関して、詳細が不足していると思われるため、特定事業計画提出までの期限や、誰が作成する必要があるのか等について明記する必要があるのではないか。
- ・ 作成者の負担を軽減するため、特定事業計画のフォーマット提供について検討する必要があるのではないか。

#### (5) 参考資料

##### <1. 障害種別の特性>

- ・ 認知症に関しても含めたほうがよいのではないか。バリアフリー事業に関して、全ての人を対象とすることを義務化するものではないが、記載は必要ではないか。
- ・ 障害種別ではなく、移動制約者という観点で、高齢者やベビーカー利用者等の記述について、検討する必要があるのではないか。

##### <2. バリアフリー化のための主な支援策>

- ・ バリアフリープロモーター制度や基本構想作成に関する相談窓口の紹介ページを新規に設ける必要があるのではないか。
- ・ 補助金に関する情報は、国土交通省ホームページに掲載されているが、検索方法やキーワード等の手掛かりについては、ガイドブックに掲載されているとよいのではないか。

#### (6) 全体

- ・ 本来は自治体（作成者）向けのガイドブックであるが、基本構想作成には当事者や施設管理者も関与するため、表現方法等を改める、もしくは当事者・施設管理者向けに概要を記載した別冊を作成するといった対応も必要となってくるのではないか。
- ・ 全体的に具体事例の掲載を増やすのであれば、項目ごとに事例をまとめ、参考資料として作成すると使いやすいガイドブックになるのではないか。
- ・ 「バリアフリー基本構想」のタイトルの変更、サブタイトルの設置、構成の見直し等を検討していく必要があるのではないか。